（都道府県の特別会計）

第十七条　前条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）

2　第十六条第一号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、第十七条の規定によりその経理を林業・木材産業改善資金助成法第十三条第一項の規定により設置する特別会計において行う場合であって、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第八条に規定する経理を当該特別会計において行うときは、当該経理を第十七条に規定する経理と併せて行うことができる。

第三条　独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を次のように改正する。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第三条第一項中「こと。」の下に「都道府県が行う木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号。以下「木材安定供給特措法」という。）第十六条第一号に規定する事業並びに」を加える。

第七条の二第三項第一号中「第十七条第二号」の下に「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ロ」を加え、「同法第十七条第一号」を「林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に改める。

第十二条第一項第五号中「次条及び」を「次条、」に、「の規定」を「及び木材安定供給特措法第十六条第二号の規定」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　都道府県に対し木材安定供給特措法第十六条第一号の規定による貸付けを行うこと。

第十四条第一項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改める。

第十五条第二号中「に掲げる業務及びこれ」を「及び第六号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第三号中「第十二条第一項第六号から第九号まで」を「第十二条第一項第七号から第十号まで」に改める。

第十七条中「及び第九号」を「、第六号及び第十号」に改める。

第二十条第一項中「林業・木材産業改善資金助成法」の下に「、木材安定供給特措法」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第四条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「第十二条第一項第八号」を「第十二条第一項第九号」に改める。

第四十三条の三第一項中「第十二条第一項第九号」を「第十二条第一項第十号」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正）

第五条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第百九十六条の十一第一項中「及び第九号」を「、第六号及び第十号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「、第四号又は第四号の二」を「又は第四号から第四号の三まで」に、「又は公共施設等運営権」を「、公共施設等運営権又は樹木採取権」に改める。

第十一条第一項中「又は公共施設等運営権」を「、公共施設等運営権又は樹木採取権」に改める。

別表第一第四号の二の次に次のように加える。

四の三　樹木採取権の登録（樹木採取権の信託の登録を含む。）		
(一)　設定の登録	樹木採取権の価額	千分の一
(二)　移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	樹木採取権の価額	千分の五
(三)　抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四
(四)　抵当権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の一
ロ　その他の原因による移転の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
(五)　根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の二
(六)　抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき千円
(七)　信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二
イ　抵当権の信託の登録	樹木採取権の価額	千分の一
ロ　抵当権以外の権利の信託の登録	樹木採取権の件数	一件につき千円
(八)　付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）	樹木採取権の件数	一件につき千円
(九)　登録の抹消		

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表第七条の二第三項第一号の項中「第十七条第二号若しくは」を「、木材安定供給特措法第十六条第二号ロに」に、「第十七条第二号若しくは」を「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ロ若しくは」に、「同法第十七条第一号」を「若しくは木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に、「林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号」を「、木材安定供給特措法第十六条第二号ハ」に改め、同表第十五条第二号の項中「第十二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「及び暫定措置法」を「並びに暫定措置法」に改め、同表第十七条の項中「及び第九号」を「、第六号及び第十号」に改める。